



～家族で「選挙」のことについて話してみよう～

NO.21

先月に引き続き、選挙違反とその罰則(後編)についてフッキーが紹介します。

有権者のみんな、
注目!



選挙違反は、犯罪として処罰の対象となるし、候補者や選挙事務所の関係者ばかりでなく、有権者にも適用されるよ。そして選挙違反を犯すと、罰金・禁錮・懲役などの刑罰が科せられるし、加えて、当選無効や選挙権の停止などの処置もとられるよ。

【選挙違反の主なケースを紹介】

選挙妨害罪

- 有権者や候補者への暴行や脅迫、集会や演説の妨害、候補者の職業や経歴などに関する虚偽事項の公表や偽名による通信など。

投票に関する罪

- 他人をだましたり、欺く方法で選挙人名簿に登録させる。
- 投票所において本人確認の際、虚偽の宣言をする。
- 有権者でないのに投票する。偽造し投票を増減する。
- 正当な理由なく、有権者が投票するのに指示をしたり勧誘するまたは投票に干渉する。
- 投票内容を知ろうとする。

選挙にはたくさんのルールがあるよ。その多くには罰則がついているし違反すると処罰されることになる。一人ひとりのモラルが問われるね。



笛吹市選挙管理委員会
笛吹市明るい選挙推進協議会

■ 問合せ先 笛吹市選挙管理委員会事務局 ☎ 055(262)4111